



---

# 2025年度觀光学部学生大会

## 議案書

---



### 目次

- P1 自治会 SNS 紹介
- P2 学生自治会とは
- P4 観光学部学生自治会活動方針
- P5 観光学部独自議案
- P9 全学合同議案
- P11 学生自治会規約

各種 SNS で、お役立ち情報発信中！

### ①LINE 公式アカウント

重要なお知らせはこちらで発信しています。みなさん必ず登録してください！！

※学年ごとにアカウントが異なります。

16期

17期

18期

19期



### ②X（旧 Twitter）: su\_tourism

『質問箱』を利用して、学生の皆さんのかつと  
した質問にお答えします。もちろん、大学生活に  
についてのお知らせなども充実！



### ③Instagram: wsu\_tourism

主にイベントの様子や大学と学生自治会からの  
お知らせを発信しています！



## ■ 学生自治会とは

学生自治会は、和歌山大学の学生全員が会員となって組織されている学生団体です。学生が主体となって大学生活を向上させていくことを目的としています。和歌山大学の主人公は学生の皆さんであり、「自分がやりたい・叶えたい」ことを他人に任せるのではなく、自分たちで創造し行動に移す。これが学生自治会の使命です。

この学生自治会の中心にあり、有志で構成された会員を統括する組織を自治委員会と呼んでいます。学生自治会を実質的に運営している組織であり、学生大会の主催・運営、学生の意見・要望の大学側への反映などを主な活動としています。いわば学生と大学の架け橋としての役割を持っています。

## ■ 全組織協議会とは

和歌山大学をさまざまな視点からより良いものにしていくために、学生自治会には「全組織協議会」と総称される 6 つの学生代表団体が設置されています。それぞれ有志の学生によって構成されており、和大生であればだれでも参加可能です。興味が湧いたら、各種 SNS をフォローしてください!

- ・自治委員会 X→@wadai\_jitikai Instagram→@wakayama\_saikou

学生自治会の中心となる、通称「自治会」です。学生の意見の集約や大学との交渉など、皆さんの充実したキャンパスライフを実現するという「公共の福祉」の精神で、幅広く活動しています。

- ・大学祭実行委員 HP→<https://www.wadaisaiunion.com/> Instagram→@wadaisaiunion  
「こどもまつり」や「和大祭」、他にも様々なイベントの運営を行なっています。

- ・生協学生委員会 X→@wucoop\_yagi Instagram→@wucoop\_yagi

食堂や購買店などを運営する「大学生協」と連携しながら、よりよい大学生活をつくりていくために活動しています。特に、3 月の新入生向けイベントや「うえるかむきゃんぱす」、「PC スキルアップ応援教室」など、新入生の不安を解消する取り組みを学生が主体となって実施しています。

- ・新聞会 Instagram→@wakayamau.press

学内や和歌山県下の情報をまとめた『和大新聞』を発行しています。

- ・体育会

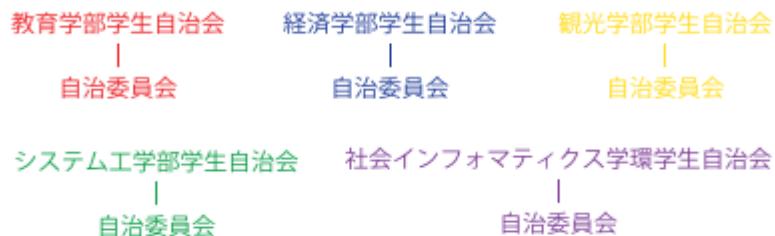
大学公認の体育系クラブで結成されている団体です。会誌『黒潮』を発行しているほか、新入生・在学生がチーム一丸となって取り組む「スポーツ大会」(5 月) やクラブ対抗の「駅伝大会」(1 月) など、交流行事を多く執り行っています。

- ・文化部連合会

大学公認の文化系クラブで結成されている団体です。会誌『桜雪』を発行しています。

# W 和歌山大学学生自治会

和歌山大学の全学部・学環学生が会員



## 執行委員会

和歌山大学学生自治会の学生自治を執行する。和大の学生自治の中心

## 全組織協議会

執行委員会を中心に、各委員会の代表が集まって協力している

### 体育会　文化部連合会　新聞会

体育系クラブで結成　文化系クラブで結成　和大生の独立メディア

### 生協学生委員会　大学祭実行委員会

大学生協と学生で協働　大学祭を運営

## 学生大会とは？

学生自治会の活動方針や、予算の使い道など、和大生全員で重要な事項を決定する場

### 全学部・学環学生

もっとこうしてほしい

和大でこんなことがしたい

自治委員会  
学生の意見をまとめ、議案を作成

全員参加

### 学生大会

議案の採決をする

自治委員が 学生を代表

### 大学と交渉

各学部・学環長や学生担当理事と交渉

# 2025 年度 観光学部学生自治会活動方針

---

今年度の観光学部学生自治委員会は以下のようの方針で活動することを提案します。

## ○親しみやすさを大切にする学生自治会へ

学生の皆さんの中には、「学生自治会ってちょっと距離がある気がする」「何をしているのかよく知らない」といったイメージを持っている人がいるかもしれません。しかし実際には、学生自治会は学生にとって身近な存在であり、学生生活をより良いものにするために、様々な場面で活動しています。例えば、新入生ガイダンスの運営や学生大会、大学とのやりとりなど、表には見えにくいけれど、学生の皆さんの学びやすさ・過ごしやすさにつながる活動をしています。

今年度は、そのような活動をよりオープンに伝え、「学生自治会＝身近な存在」だと感じてもらえるように、発信の仕方を工夫していきます。具体的には、現在運用している SNS (LINE、Instagram、X) を活かしつつ、情報発信の頻度や内容を見直し、活動報告や学内のちょっとした話題なども気軽に届けていきます。また、学生の皆さんのが声を集められるように、質問箱やアンケートも引き続き活用していきます。

学生の皆さんのが不便や疑問を感じたときに、「まずは自治会に相談してみよう」と思えるような、親しみやすく相談しやすい関係づくりを目指します。

## ○新三役

委員長 米窪愛美 (2回)

副委員長 菅田愛理 (2回)・野口真緒 (2回)

会計 布居愛純 (2回)・田島海輝人 (1回)

以上

# 観光学部独自議案

---

## 1. 自治会規約改正

### 〔背景〕

本規約の内容について改めて精査を行った結果、一部に誤記および表現の不明瞭な箇所が確認された。

### 〔改正案〕

第1章第6条、第2章第15条～19条、第6章、第7章第49条の内容を追記、変更する。

## 2. 観光学部の講義について

### 〔背景〕

#### 1. 講義形式について

観光学部ではクオーター制を採用しているため、1講義に対し2コマ連続で開講している専門科目が多い。アンケート調査を行ったところ、約6割の学生が「より柔軟に履修を組めるようにしてほしい」などの不満を抱いていることがわかった。その一方で、実技を含む講義である日本文化演習などの2コマ連続授業に関しては、約7割の学生が好意的な意見を持っていた。

また、観光学部が3年次2クオーターに実施を推奨している「ギャップターム<sup>(注1)</sup>」は、約7割の学生がその事実を知らないことがアンケートにより判明した。

このような状況から、クオーター制において、柔軟な履修の組み方及び、履修の選択肢拡大を実現する必要があると考える。

## 2. 前期・後期における授業数の差について

観光学部の講義に関するアンケート調査の結果、前期と比較して、後期に開講されている講義数が少ないといった意見が上がった。前期と後期の各講義数をまとめたものが以下の通りである。

図1 各科目による前期と後期の開講講義数

	前期の講義数	後期の講義数
基盤科目	6	6
応用科目	5	3
観光経営コース	6	2
地域再生コース	4	2
観光文化コース	3	5
合計	24	18

図1からわかるように、基盤科目以外の区分では年間の講義数に差が存在する。また、講義数の合計を見ると、前期は24個の講義が開講されているのに対し、後期では18個の講義しか開講されていない。履修を組む際、講義数の差から履修できる科目が限られることによって、履修の選択肢を狭めることは好ましくない。このような状況から、年間の講義数の差を埋める必要があると考える。

## 3. 曜日毎の授業数の偏りについて

現状、観光学部の基盤・応用・コース科目において、曜日ごとで偏りがある。図1、図2から分かるように、月・水曜日に開講講義が集中しているのに対し、特に木・金曜日のコース科目が少ない現状がある。学務課に伺ったところ、木曜日には教員会議が開かれるため、常勤講師の講義数が少なくなってしまうとの回答を得た。このことは学生の柔軟な履修登録を妨げ、履修の選択肢を狭めていると言える。

このような現状から、曜日における開講講義数の差を埋めることが必要であると考える。

図2 曜日ごとの講義数(基盤・応用・コース科目)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1Q	3	1	4	1	2
2Q	3	3	5	0	1
3Q	4	2	3	2	1
4Q	1	1	1	2	1
計	11	7	12	5	5

図3 1年を通した曜日ごとの講義数(科目・コース別)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
基盤科目	2	2	2	4	2
応用科目	1	3	2	1	1
観光経営 コース	3	1	2	0	2
地域再生 コース	1	1	4	0	0
観光文化 コース	4	0	4	0	0

## [改善案]

### 1. 講義形式について

より柔軟な学修環境を実現するために、2コマ連続で開講される、講義形式のクオーター科目の削減を求める。なお、日本文化演習などの実技を含む講義は引き続き2コマ連続の形式が適当であるため、変更は求めない。

加えて、新入生ガイダンスなどのアナウンスを通じ、ギャップタームの周知を求める。こうした周知については、学生自治会もSNSを利用して積極的に行っていく。

### 2. 前期・後期における授業数の差について

この問題の改善案として、年間の開講講義数の差を埋めるために、後期の講義数を増やすことを求める。具体的には、非常勤講師の新たな講義を後期に開講することを要望する。また、前期の講義を後期に開講することによって、年間の開講講義数を均等にし、学生にとって履修を組みやすい環境を整えることを求める。

### 3. 曜日毎の授業数の偏りについて

履修の選択肢を拡大するため、曜日間における講義数の偏りを分散させることを求める。具体的には、現在偏りのある月・水曜日の講義数を、講義数の少ない火・金曜日に移動させることにより、曜日間の偏重を解消することを要望する。

(注1)ギャップタームとは、特定のクオーターで講義を履修せず、その空いた期間で留学など、自分自身の学修に時間を割くことができる期間のことである。

### 3. 西4号館施錠時間の理由公表と他施設利用周知について

#### 【背景】

観光学部では、学部棟である西4号館の施錠時間が18時30分に設定されており、それ以降の学部生の利用は制限されている。しかしながら、西4号館の施錠時間についてのアンケートを実施した結果、アンケートに回答した約4割の学部生が「長時間残りグループワークを行いたい」「図書館は混雑しているため、西4号館を長く使用したい」などの不満を持っていることが明らかになった。加えて、「充電設備が充実している」「飲食が可能である」などの西4号館ならではの利点を指摘する声も多く寄せられた。

こうした現状を受け、西4号館の施錠時間に対する学部生の不満に応え、理由の明示と代替環境の周知を通じて学修環境の充実を図るべきだと考える。

#### 【改善案】

施錠時間が18時30分である理由を、管理体制上の事情など具体的な背景を示しながら学部生が納得できる形で明文化し、周知することを求める。さらに、18時30分以降にも利用可能な施設やその場所についても周知し、学修環境の選択肢を広げるサポートを求める。なお、こうした周知については学生自治会も積極的に実施していく。

# 全学議案

---

## 1. 自治会規約改正

### 【背景】

現在、新入生歓迎実行委員会は、第43条第1項に基づき全組織協議会により設置されている。しかしながら、同条第2項において「任務の完了後は解散するものとする」と規定されているため、継続的な任務の遂行に支障をきたす場面が見受けられるようになった。

さらに、本規約の内容について改めて精査を行った結果、一部に誤記および表現の不明瞭な箇所が確認された。

### 【改正案】

第2章第9章、第2章第10条、第2章第11条2項、第2章第14条、第3章第17条、第3章第19条、第6章第38条、第6章第43条2項、第8章第48条の内容を追記、変更する。

## 2. ATM設置

### 【背景】

現在、和歌山大学内に設置されているATMは、ゆうちょ銀行と紀陽銀行の2つである。これらのATMは、授業の合間に学生に利用されている。

しかし、三井住友銀行や三菱UFJ銀行を利用している学生も多く、現在学内にあるATMでは、これらの銀行との取引に手数料がかかる。

また、イオンモール和歌山にあるイオン銀行を利用するという選択肢もあるが、移動時間の確保が必要となる。時間を節約するためにバスを利用する場合は、運賃を支払う経済的負担を強いられる現状にある。特に授業の合間にATMを利用する学生にとって、この状況は好ましくない。

このような現状から、新たな種類のATMの設置が必要であると考えた。

### 【要望】

学生の利便性向上を目的として、学生の使用率が高い三井住友銀行、三菱UFJ銀行のATMの新設を求める。また、ATMの設置場所としては、図書館またはE1棟付近に設置することを求める。これらの場所は学生の通行が多く、人目があることで犯罪抑止効果があるため、安全性・利便性の両面からも適切と考えられる。

### 3. 外灯問題

#### [背景]

和歌山大学構内にはいくつかの外灯が設置されている。しかし、一部のエリアにおいては外灯の数が十分とは言えず、夜間の照度が確保されていないのが現状である。

実際に、学生を対象とした調査では、回答者の約8割が構内的一部エリアにおいて、「暗い」、「危険を感じる」と回答している。この事態を受けて、夜間における学生の安全を確保するため、新たな外灯の設置が必要であると考えた。

#### [改善案]

夜間の暗さにより、危険を感じているという声が多く挙げられる場所から優先的に、外灯を設置することを求める。特に、学生が通学の際に利用する箇所の設置を求める。設置が困難なのであれば、なぜ困難なのかについての説明を求める。

以上

# 和歌山大学観光学部学生自治会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、「和歌山大学観光学部学生自治会」と称する。
- 第2条 本会は、和歌山大学栄谷キャンパス（和歌山市栄谷930）構内に所在する。
- 第3条 本会は、学生の自治と総意によって、学生と教職員との調和を図りながら、豊かな学びを追求し、学生生活の安定と向上に努めることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。
- 一、 学問・文化・スポーツ等を通じて行われる全学生の交流と友好と団結
  - 二、 他大学との交流
  - 三、 教職員との協議
  - 四、 その他の目的達成のために必要な諸活動
- 第5条 本会の会員は、和歌山大学観光学部に在籍するすべての学部学生とする。
- 第6条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するために次の機関を設置する。
- 自治委員会
  - 学生大会
  - 学生投票

## 第2章 自治委員会

- 第7条 自治委員会は、本会において学生自治を執行するための組織である。
- 第8条 自治委員会は、有志の会員（以下「自治委員」という。）により構成される。
- 第9条 自治委員会の任務は、次の通りである。
- 一、 学生大会を運営する。
  - 二、 学生大会で決定した本会基本方針に従って、本会の活動を統轄する。
  - 三、 本会の会計を管理する。
  - 四、 会員の要望を取り入れ、本会の活動に反映させる。
- 第10条 自治委員会の役員は、次の通りである。
- 委員長 1名
  - 副委員長 2名以下
  - 会計 2名以下
- 第11条 役員は、全会員の選挙によって毎年選出され、任期は次年度の定期学生大会までとする。

2 自治委員でない会員が役員に選出された場合、当該会員は自動的に自治委員となる。

3 選挙の実施方法については、自治委員会が別に規則で定めるところによる。

第12条 役員の任務は、次の通りである。

一、 委員長は、本会を代表し自治委員会を統轄する。

二、 副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故等があった場合にその任務を代行する。

三、 会計は、本会の財政運営において責任を負う。

第13条 役員は、次の場合に解任される。

一、 役員が辞職を願い出て、自治委員会がそれを認めたとき

二、 役員が休学・退学したとき

三、 役員が大学を除籍処分となったとき

四、 自治委員会議において、役員の不信任決議案が可決されたとき

五、 学生投票において、役員の不信任決議案が可決されたとき

第14条 役員の欠員が生じた場合には、学生投票、学生大会、自治委員会議等によって後任者を選出することができる。任期は、前任者の残任期間である。

第15条 自治委員会は、会議（以下「自治委員会議」という。）を原則として月1回以上開催する。

第16条 自治委員会議は、自治委員会の最高決定機関である。

第17条 自治委員会議では、次のことを行う。

一、 本会の具体的活動の計画とその執行

二、 緊急事態の処理

三、 その他、本会の目的達成に必要な事項の審査

第18条 自治委員会議の議決には、出席者のうち3分の2以上を必要とする。

第19条 自治委員会議では、必要に応じて自治委員でない議題の提案者の参加を認める。ただし、提案者は議決権をもたない。

### 第3章 学生大会

第20条 学生大会は、本会の最高議決機関であり、本会の全会員をもって構成する。

第21条 学生大会は、次の2項に分かれる。

一、 定期学生大会

二、 臨時学生大会

第22条 定期学生大会は、委員長が年1回前期内に必ず開催する。

第23条 臨時学生大会は、次の場合に開催する。

- 一、 委員長が必要と認めたとき
- 二、 自治委員の過半数が必要と認めたとき
- 三、 会員の3分の1以上が要求したとき

第24条 学生大会では、次の事項について討論できる。

- 一、 本会基本方針
- 二、 前年度決算報告
- 三、 本年度予算案の承認
- 四、 規約の改正および廃止
- 五、 会員の要望から自治委員会が必要と認め、作成した議案
- 六、 他団体への加入脱退
- 七、 その他、本規約で指定した事項

第25条 学生大会の成立には、会員の3分の1以上の出席を必要とする。

第26条 不成立となった学生大会は、有志大会として扱う。

- 2 有志大会では、第24条第四号を除く各号について討論することができる。
- 3 有志大会における議決は、次回の学生大会もしくは学生投票による承認を得なければならない。

第27条 学生大会を欠席する会員は、事前に委任状を提出しなければならない。

- 2 委任状を提出した会員は、当該学生大会では出席者として数える。
- 3 委任状を提出した会員は、当該の学生大会における議決権を放棄したものとする。

第28条 議長は学生大会毎に、会員の中から選出される。

第29条 学生大会の議決は、議決権を有する出席者のうち過半数を必要とする。

- 2 ただし、第24条第四号についての議決は、議決権を有する出席者のうち3分の2以上を必要とする。

第30条 学生大会で討論した事項について、大会中の決定が不可能であると議長が認めた場合には、その決定は学生投票に委ねられる。

## 第4章 学生投票

第31条 学生投票は、次の場合に行う。

- 一、 委員長が必要と認めたとき
- 二、 自治委員の3分の1以上が必要と認めたとき
- 三、 会員の8分の1以上が要求したとき

第32条 学生投票の成立には、会員の過半数の投票を必要とし、投票期間は3日間とする。

第33条 学生投票による決定は、投票数の3分の2以上を必要とし、学生大会の議決と同

様の効果を持つ。

## 第5章 会員の権利と義務

- 第34条 会員は規約を遵守し、学生自治の目的達成のため積極的に活動する義務を負う。
- 第35条 会員は、第39条に定める会費を納入する義務を負う。
- 第36条 会員は、次の権利を有する。
- 一、 本会の運営に参画し、本会の活動で生じる利益を享受する権利
  - 二、 役員の選挙権ならびに被選挙権
  - 三、 学生大会における発言権・議決権
- 第37条 会員個人の行動は、本会の妨げとならない限り自由である。

## 第6章 部活動・サークル

- 第38条 本会員で構成される部活動は、本会に所属し設立及び解散する場合には、その所属する会(体育系の部活動は体育会、文化系の部活動は文化部連合会)に届け出て承認を得なければならない。
- 第39条 本会員で構成されるサークルは、本会に所属しており、自治委員会が監督するものとする。なお、設立及び解散する場合には、大学に届け出て承認を得なければならない。
- 第40条 本会員で構成されるサークルが全組織協議会の調整する建物等を使用する場合は、その建物等を調整している会(体育会、文化部連合会など)に直接連絡し、調整を受けなければならない。
- 第41条 部活動・サークルは、予算会議の決定にしたがって本会財政から活動費を支給される、なお、活動費支給には決算報告を必要とする。
- 第42条 これら部活動・サークルを含む大学公認団体間で問題が発生した場合、全組織協議会にて協議して解決を目指す。全組織協議会で解決が困難な場合、大学と協議して解決を目指す。

## 第7章 財政

- 第43条 本会の財政は、入会金および会費をもって運営される。
- 第44条 入会金は500円、会費は年額3,500円である。
- 第45条 入会金および会費は、すべての会員が入学時に4年分を一括で納入する。
- 2 留学生や編入生など在籍予定期間が4年に満たない者は、入学時に在籍年数分の年会費と入会費を一括で納入する。

- 第46条 退学した場合も含めて、納入後の入会金および会費の返金には一切応じない。
- 2 納入後になんらかの理由で本学に入学しなかった者が、当該年度の9月30日までに自治委員会に申請した場合は、特例として返金を認める。
- 第47条 本会財政は、学生大会で承認された予算案に基づき、本会および和歌山大学学生自治会の運営費等に割り当てられる。
- 第48条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第49条 本会の会計に関して、監査人を置く。監査人は、役員および自治委員を除く会員から公募し、1名選出する

## 第8章 補則

- 第50条 本規約の第23条第三号、第25条、第31条第三号、第32条における「会員」とは、1・2・3回生の会員を指すものとする。
- 2 ただし、4回生の会員による要求・投票・出席を妨げるものではない。
- 3 4回生の会員による要求・投票・出席があった場合には、1・2・3回生の会員によるものと同様に数えることとする。
- 第51条 本規約の改正および廃止は、学生大会において議決権を有する出席者のうち3分の2以上の承認を得なければならない。
- 2 誤植の訂正など本規約の趣旨に影響しない範囲での改正は、自治委員会が行うことができる。この場合、自治委員会は速やかに改正内容について全会員に通知しなければならない。
- 第52条 本会は、学生大会において議決権を有する出席者のうち3分の2以上が承認しない限り、いかなる理由によっても解散できない。

## 附則

- 第1条 2008年6月25日の学生大会で制定。
- 第2条 2010年6月25日の学生大会で一部改正。
- 第3条 2014年6月25日の学生大会で一部改正。
- 第4条 2018年6月19日の学生大会で一部改正。
- 第5条 2019年6月25日の学生大会で全面改正。ただし、2019年度決算報告は2019年学生大会後から2020年3月31日までとする。
- 第6条 2022年7月5日の学生大会で全面改正。ただし、2022年度の役員は、「委員長」、「副委員長」、「書記長」とする。
- 第7条 2024年7月17日の学生大会で追加と一部修正。

以上

# 和歌山大学学生自治会規約

制 定 2022年7月5日  
一部改正 2024年7月17日

和歌山大学教育学部学生自治会  
和歌山大学経済学部学生自治会  
和歌山大学システム工学部学生自治会  
和歌山大学観光学部学生自治会  
和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、「和歌山大学学生自治会」と称する。
- 第2条 本会は、和歌山大学栄谷キャンパス（和歌山市栄谷930）構内に所在する。
- 第3条 本会は、和歌山大学栄谷キャンパスに所在するすべての学部・学環学生による横断的交流を促進するとともに、学生自治にあたっても全学が合同で取り組むことによって、学生生活のより普遍的な安定・向上に努めることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。
- 五、 学問・文化・スポーツ等を通じて行われる全学生の交流と友好と団結
  - 六、 他大学との交流
  - 七、 教職員との協議
  - 八、 その他の目的達成のために必要な諸活動
- 第5条 本会は、和歌山大学教育学部学生自治会、和歌山大学経済学部学生自治会、和歌山大学システム工学部学生自治会、和歌山大学観光学部学生自治会、和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会（以下、「全学学生自治会」という。）で構成する。
- 第6条 本会の会員は、和歌山大学に在籍するすべての学部・学環学生とする。
- 第7条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するために次の機関を設置する。
- 執行委員会
  - 自治委員定例会議
  - 全学学生大会
  - 全学投票

## 全組織協議会

### 第2章 執行委員会

第8条 執行委員会は、本会において学生自治を執行するための機関である。

第9条 執行委員会の任務は、次の通りである。

- 一、自治委員定例会議を運営し、全学学生自治会の協働を促進する。
- 二、全組織協議会を運営し、委員会・クラブ・サークルの協調を図る。
- 三、全学学生大会ならびに全学投票を運営する。
- 四、全学学生大会の決定に従って、本会の活動および全学学生自治会が合同で取り組む活動を統轄する。
- 五、本会の会計を管理する。
- 六、会員の要望を取り入れ、本会の活動に反映させる。

第10条 執行委員会の役員（以下「執行委員」という。）は、次の通りである。

- 代表 (1名)  
副代表 (2名以下)  
財務 (2名以下)

第11条 執行委員は、全学学生自治会に所属する自治委員（以下「全学自治委員」という。）から毎年選出し、任期は次年度定期学生大会までとする。

- 2 選出方法は、全学自治委員による投票もしくは自治委員定例会議における指名とする。その後、全学学生自治会の委員長による承認を以て正式に任命される。
- 3 本規約の制定後最初の定期学生大会までは、全組織委員長が代表を務める。副代表、財務は全組織委員長が指名した者がそれぞれ務める。

第12条 執行委員の任務は、次の通りである。

- 一、代表は、本会を代表し、執行委員会を統括する。
- 二、副代表は、代表を補佐するほか、代表に事故等があった場合にその任務を代行する。
- 三、財務は、本会の財政運営において責任を負う。

第13条 執行委員は、次の場合に解任される。

- 六、委員が辞職を願い出て、全学学生自治会の委員長がそれを認めたとき
- 七、委員が休学・退学したとき
- 八、委員が大学を除籍処分となったとき
- 九、自治委員定例会議において、委員の不信任決議案が可決されたとき
- 十、全学投票において、委員の不信任決議案が可決されたとき

第14条 執行委員の欠員が生じた場合には、第11条の2に掲げる方法によって後任者を選出することができる。任期は、前任者の残任期間である。

- 第15条 執行委員会は、執行委員と全学学生自治会の委員長で構成する。
- 2 全学学生自治会の委員長は、執行委員会の活動について各学部・学環を代表して意見する任務にあたる。

### 第3章 自治委員定例会議

- 第16条 自治委員定例会議は、執行委員会の最高決定機関である。
- 第17条 自治委員定例会議は、執行委員と四学部・一学環自治委員で構成する。
- 第18条 自治委員定例会議は、原則として月1回以上開催する。
- 第19条 自治委員定例会議は、原則として全学学生自治会からそれぞれ3人以上の出席により成立する。
- 第20条 自治委員定例会議では、次のことを行う。
- 一、 本会の具体的活動の計画とその執行
  - 二、 緊急事態の処理
  - 三、 その他、本会の目的達成に必要な事項の審査
- 第21条 自治委員定例会議の議決は、出席者のうち3分の2以上を必要とする。
- 第22条 自治委員定例会議では、第17条に掲げる者の他に、必要に応じて議題の提案者の参加を認める。ただし、提案者は議決権をもたない。

### 第4章 全学学生大会

- 第23条 全学学生大会は、本会の最高議決機関であり、本会の全会員をもって構成する。
- 第24条 全学学生大会は、次の2項に分かれる。
- 一、 定期全学学生大会
  - 二、 臨時全学学生大会
- 第25条 定期全学学生大会は、代表が年1回前期中に必ず開催する。
- 第26条 臨時全学学生大会は、次の場合に開催する。
- 四、 代表が必要と認めたとき
  - 五、 全学学生自治会の委員長が必要と認めたとき
  - 六、 全学自治委員の過半数が要求したとき
  - 七、 会員の3分の1以上が要求したとき
- 第27条 全学学生大会では、次の事項について討論できる。
- 一、 本会基本方針
  - 二、 前年度決算報告
  - 三、 本年度予算案の承認
  - 四、 規約の改正および廃止

- 五、 会員の要望から自治委員定例会議で必要と認められ、執行委員会が作成した議案
  - 六、 他団体への加入脱退
  - 七、 その他、本規約で指定した事項
- 第28条 全学学生大会の成立には、会員の3分の1以上の出席を必要とする。
- 第29条 不成立となった全学学生大会は、有志大会として扱う。
- 2 有志大会では、第27条第四号を除く各号について討論することができる。
  - 3 有志大会における議決は、次回の全学学生大会もしくは全学投票による承認を得なければならない。
- 第30条 全学学生大会を欠席する会員は、事前に委任状を提出しなければならない。
- 2 委任状を提出した会員は、当該の全学学生大会では出席者として数える。
  - 3 委任状を提出した会員は、当該の全学学生大会における議決権を放棄したものとする。
- 第31条 議長は全学学生大会毎に、会員の中から選出される。
- 第32条 全学学生大会の議決は、議決権を有する出席者のうち過半数を必要とする。
- 2 ただし、第27条第四号についての議決は、議決権を有する出席者のうち3分の2以上を必要とする。
- 第33条 全学学生大会で討論した事項について、大会中の決定が不可能であると議長が認めた場合には、その決定は全学投票に委ねられる。

## 第5章 全学投票

- 第34条 全学投票は、次の場合に行う。
- 四、 代表が必要と認めたとき
  - 五、 全学学生自治会の委員長が必要と認めたとき
  - 六、 全学自治委員の3分の1以上が必要と認めたとき
  - 七、 会員の8分の1以上が要求したとき
- 第35条 全学投票の成立には、会員の過半数の投票を必要とし、投票期間は3日間とする。
- 第36条 全学投票による決定は、投票数の3分の2以上を必要とし、学生大会の議決と同様の効果を持つ。

## 第6章 全組織協議会

- 第37条 全組織協議会は、本会において学生自治のために学内の諸団体が協力することを目的とした機関である。
- 第38条 全組織協議会は、執行委員会を中心に、体育会、文化部連合会、生協学生委員会、大学祭実行委員会、新聞会、その他各種実行委員会の代表者で構成する。
- 第39条 全組織協議会は、原則として月1回以上開催する。
- 第40条 全組織協議会では、次のことを行う。
- 一、 各委員会からの連絡と活動報告
  - 二、 全学行事や課外活動等に関する情報共有
  - 三、 具体的な共同活動の計画とその執行
  - 四、 その他、本会の目的達成に必要な事項についての議論
- 第41条 全組織協議会の議決には、出席者のうち3分の2以上を必要とする。
- 第42条 全組織協議会では、第38条に掲げる者の他に、必要に応じて議題の提案者の参加を認める。ただし、提案者は議決権をもたない。
- 第43条 全組織協議会は、行事運営などの必要に応じて、各種実行委員会を設置することができる。
- 2 各種実行委員会は、全組織協議会の指定した任務を遂行することを目的とし、任務の完了後は解散する。

## 第7章 会員の権利と義務

- 第44条 会員は規約を遵守し、学生自治の目的達成のため積極的に活動する義務を負う。
- 第45条 会員は、次の権利を有する。
- 四、 本会の運営に参画し、本会の活動で生じる利益を享受する権利
  - 五、 全学学生大会における発言権・議決権
- 第46条 会員個人の行動は、本会の妨げとならない限り自由である。

## 第8章 部活動・サークル

- 第47条 本会員で構成される部活動は、本会に所属し設立及び解散する場合には、その属する会（体育系の部活動は体育会、文化系の部活動は文化部連合会）に届け出て承認を得なければならない。
- 第48条 本会員で構成されるサークルは、本会に所属しており、自治委員会が監督するものとする。なお、設立及び解散する場合には、大学に届け出て承認を得なければならない。

- 第49条 本会員で構成されるサークルが全組織協議会の調整する建物等を使用する場合は、その建物等を調整している会(体育会、文化部連合会など)に直接連絡し、調整を受けなければならない。
- 第50条 部活動・サークルは、予算会議の決定にしたがって本会財政から活動費を支給される。なお、活動費支給には決算報告を必要とする。
- 第51条 これら部活動・サークルを含む大学公認団体間で問題が発生した場合、全組織協議会にて協議して解決を目指す。全組織協議会で解決が困難な場合、大学と協議して解決を目指す。

## 第9章 財政

- 第52条 本会の財政は、和歌山大学教育学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学経済学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学システム工学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学観光学部学生自治会規約（第42条）、和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会規約（第42条）に基づき、全学学生自治会から割り当てられる運営費をもって運営される。
- 第53条 本会財政は、学生大会で承認された予算案に基づき、本会の運営費や課外活動団体への活動援助金等に割り当てられる。
- 第54条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第55条 本会の会計に関して、監査人を置く。監査人は、執行委員および全学自治委員を除く会員から公募し、1名選出する。

## 第10章 補則

- 第56条 本規約の第26条第四号、第28条、第34条第四号、第35条における「会員」とは、1・2・3回生の会員を指すものとする。
- 2 ただし、4回生の会員による要求・投票・出席を妨げるものではない。
- 3 4回生の会員による要求・投票・出席があった場合には、1・2・3回生の会員によるものと同様に数えることとする。
- 第57条 本規約の改正および廃止は、全学学生大会において議決権を有する出席者の中3分の2以上の承認を得なければならない。
- 2 誤植の訂正など本規約の趣旨に影響しない範囲での改正は、執行委員会が行うことができる。この場合、執行委員会は速やかに改正内容について全会員に通知しなければならない。
- 第58条 本会は、全学学生大会において議決権を有する出席者の中3分の2以上が承認しない限り、いかなる理由によっても解散できない。

## 附則

第8条 本規約は、2022年7月5日の学生大会で可決された後、直ちに効力を有する。

第9条 2023年7月4日の学生大会で一部改正。

第10条 2024年7月17日学生大会で一部改正。

以上

# 和歌山大学学生自治会選挙規則

制 定 2022年7月5日  
一 部 改 正 2025年7月17日

和歌山大学教育学部学生自治会  
和歌山大学経済学部学生自治会  
和歌山大学システム工学部学生自治会  
和歌山大学観光学部学生自治会  
和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会

和歌山大学教育学部学生自治会規約（第11条の3項）、和歌山大学経済学部学生自治会規約（第11条の3項）、和歌山大学システム工学部学生自治会規約（第11条の3項）、和歌山大学観光学部学生自治会規約（第11条の3項）、和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会規約（第11条の3項）に基づき、以下の通り選挙規則を定める。

## （規約の目的）

第1条 1 本規則は、和歌山大学学生自治会（以下「本会」という。）における役員の公正な選挙制度を確立し、健全で民主主義的な学生自治活動を推進することを目的とする。

2 本規則は、和歌山大学学生自治会を構成する和歌山大学教育学部学生自治会、和歌山大学経済学部学生自治会、和歌山大学システム工学部学生自治会、和歌山大学観光学部学生自治会、和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会においても、同様に適用される。この場合、「本会」とある箇所を適用する学部・学環の学生自治会に読み替え、「会員」とある箇所は適用する学部・学環の学生自治会の会員を指すものとする。

## （選挙管理）

第2条 本会における役員の選挙は、執行委員会によって設置される選挙管理委員会がこれを管理する。

## （選挙人および被選挙人）

第3条 1 選挙人ならびに被選挙人は、本会の会員であることを要する。

2 被選挙人は、当該選挙で選出する役員の任期の全期間にわたって、本

会の会員である見込みのある者とする。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙管理委員会は、第1条に掲げる目的に基づいて、中立の立場から公明かつ適正な選挙の実施を確保する義務を負う。

(選挙管理委員会の任務)

第5条 選挙管理委員会の任務は、次の通りである。

- 八、 役員選挙の広報にかかる事務
- 九、 役員選挙の投票にかかる事務
- 十、 その他、役員選挙の実施に必要な活動

(選挙管理委員会の構成)

第6条 1 選挙管理委員会は、執行委員会または選挙を実施する学部・学環の自治委員会が公募する5名程度の選挙管理委員で構成する。

2 選挙管理委員は、すべて本会の会員であることを要する。

3 当該選挙の立候補者が選挙管理委員となることは、これを認めない。

(選挙管理委員会の解散)

第7条 選挙管理委員会は、当該選挙の選挙期間が終了し、選出された役員の任期が開始した後、速やかに解散する。

(選挙管理委員長)

第8条 1 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選によって1名を選出する。

2 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、その活動を統括する。

(告示)

第9条 選挙管理委員会は、立候補期間および投票期間を設定し、立候補期間開始日の2日前までに告示をおこなう。

(立候補期間)

第10条 立候補期間は、2日以上でなければならない。

(投票期間)

第11条 投票期間は、5日以上でなければならない。

(選挙期間の延長)

- 第12条 1 選挙管理委員長が必要と認めた場合、選挙管理委員会は立候補期間および投票期間を1回に限り延長することができる。
- 2 ただし、各期間最終日以降の延長の決定は、これを認めない。
- 3 延長がなされた場合、選挙管理委員会は直ちに新たな立候補期間および投票期間を告示しなければならない。

(立候補)

- 第13条 立候補者は、選挙管理委員会が指定する方法で立候補を届け出て、選挙管理委員長がこれを受理したときに立候補したものとみなす。

(選挙運動)

- 第14条 1 立候補者は、第13条に掲げる方法で立候補が受理された場合、直ちに選挙運動を行うことができる。
- 2 選挙運動は、選挙管理委員会が指定した方法に限り認められる。
- 3 選挙運動の実施は、投票期間最終日までこれを認める。
- 4 選挙運動にかかる費用は、立候補者本人が全額負担する。

(声明文)

- 第15条 1 立候補者は、投票期間開始日の2日前までに、選挙管理委員会が指定する形式で声明文を提出しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は、投票期間中に前号の声明文を会員に配布しなければならない。

(投票)

- 第16条 選挙人は、投票期間中に選挙管理委員会が定める方法で投票を行わなければならない。

(秘密投票)

- 第17条 すべての会員は、特定の会員の投票を知り、または第三者に知らせてはならない。

(委任の禁止)

- 第18条 選挙人は、投票権を他者に委任することができない。

(信任投票)

第19条 立候補者数が当該選挙で選出する役員の定数以下であるとき、もしくは定数以下となったときは、信任投票を行う。

(開票)

第20条 開票は、選挙管理委員会が投票期間終了後速やかに実施する。

(開票結果の告示)

第21条 選挙管理委員会は、投票期間最終日から5日後までに、開票結果を告示しなければならない。

(当選)

第22条 1 有効投票の最多数を得た立候補者を当選人とする。  
2 複数の立候補者について得票数が同じであるときは、選挙管理委員長がくじを実施し、当選人を定める。  
3 信任投票においては、有効投票総数の過半数の信任をもって当選とする。

(最低投票率)

第23条 1 総投票数が、1・2・3回生の選挙人のうち3分の1に満たない場合、当該選挙は無効となる。  
2 ただし、4回生の選挙人による投票を妨げるものではない。  
3 4回生の選挙人による投票があった場合には、1・2・3回生の選挙人による投票と同様に数えることとする。

(再選挙)

第24条 1 選挙が無効となった場合は、改めて選挙を行う。  
2 ただし、選挙管理委員長が必要と認めた場合、選挙管理委員会は再選挙を行わず、当該選挙の有効化の是非を学生大会で討論することができる。

(選挙違反)

第25条 1 選挙違反にあたる行為については、選挙管理委員会がこれを定め、告

示と同時に全会員へ通知する。

- 2 立候補者が選挙違反を行ったことが認められた場合、選挙管理委員の過半数の承認をもって、当該立候補者を失格とすることができる。
- 3 立候補者でない選挙人が選挙違反を行ったことが認められた場合、選挙管理委員の過半数の承認をもって、当該選挙人の投票権を剥奪することができる。

(失格)

- 第26条
- 1 失格となった立候補者は、当該選挙において当選することができない。
  - 2 失格の多発により、立候補者が不在となった場合には当該選挙は無効となる。

附 則

- 第1条 本規則は、2022年7月5日の学生大会で可決された後、直ちに効力を有する。
- 第2条 2023年7月4日一部改正
- 第3条 2025年7月17日一部改正

以上